

氏名又は  
名 称 \_\_\_\_\_ 殿

### 加算税の基礎となる税額の計算明細書(相続税)

あなたに通知した \_\_\_\_\_ 年分相続税の \_\_\_\_\_ 通知書及び加算税の賦課決定通知書(通知用)のうち「国税  
通則法に基づく計算」欄(①及び⑧)の「加算税の基礎となる税額」は、この計算明細書により計算しています。

		A	B	C	D	E	F	
		前の額	後の額	隠ぺい又は 仮装部分の額	隠ぺい又は仮装事由 以外の事実のみに基づいて更正決定等 があったとした場合の額	非正当事由 部分の額	正当な事由があると認められる事実のみ に基づいて更正決定等 があった場合の額	
課税価格等の 計算(各人の 合計)	取得財産の価額 (注1) ①	円	円	※ 円	/	※ 円	/	
	債務控除額 ②			※		※		
	純資産価額に加算される 暦年課税分の贈与財産価額 ③			※		※		
	課税価格(①-②+③) ④	,000	,000			円 ,000		円 ,000
	相続税の総額 ⑤	00	00			00		00
あなた の 課 税 価 格 等 の 計 算	取得財産の価額 (注1) ⑥	円	円	円	/	円	/	
	債務控除額 ⑦							
	純資産価額に加算される 暦年課税分の贈与財産価額 ⑧							
	課税価格(⑥-⑦+⑧) ⑨	,000	,000			円 ,000		円 ,000
	相続税額 ⑩							
	法第18条の規定 による加算額 ⑪							
	税額控除額 ⑫							
	差引税額 ⑬							
	相続時精算課税分 の贈与税額控除額 ⑭	00	00	00		00		00
	医療法人持分 税額控除額 ⑮							
⑬-⑭-⑮ ⑯	イ 00	ロ 00	ハ 00	ニ 00	ヘ 00	ト 00		
増差税額 ⑰	/	⑱(ローイ) 円 00	(⑲-⑳) 円 00	㉑(ハーイ) 円 00	(⑳-㉒) 円 00	㉓(ニーイ) 円 00		
加算税の基礎 となる税額 ⑱	/	/	(重加算税分) 1万円未満の端数切捨て 円 0,000	/	(過小(無)申告加算税分) 1万円未満の端数切捨て 円 0,000	/		

(注) 1 「取得財産の価額」には、「相続時精算課税適用財産の価額」を含みます。  
 2 上記計算明細中の「※」の付いた各欄には、あなたがその財産等を取得等したかどうかにかかわらず、あなたが隠ぺい又は仮装した財産等及びあなたに正当事由がなく過少に申告をし又は申告がなされていなかった財産等の価額等の金額を記載しています。  
 3 隠ぺい又は仮装部分の金額がない場合には、「(⑳-㉒)」とあるのは「(⑲-㉒)」として計算しています。